

7月広報事項①

【件名】

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

【内容】

- (1) 昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和4年3月31日までに新築された住宅について、一定の要件を満たす場合、新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税が全額減免（減免の対象となる戸数は建替え前の家屋により異なります。）されます。また、新築マンションを購入した場合も、要件に該当すれば対象となります。

上記以外の要件として、①新築された住宅の居住部分の割合が当該家屋の1/2以上であること、②建替え前の家屋を取り壊した日の前後各1年以内に新築された住宅であること、③建替え前の家屋と新築された住宅がともに23区内にあること、④新築された日の属する年の翌年の1月1日（1月1日新築の場合は、同日）において、建替え前の家屋を取り壊した日の属する年の1月1日における所有者と、同一の者が所有する住宅であること、⑤新築された住宅について、検査済証の交付を受けていること、⑥新築された年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年）の2月末までに減免申請することが必要です。

- (2) 昭和57年1月1日以前からある家屋で、令和4年3月31日までに建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるように一定の要件を満たす改修工事を行った場合、工事完了日の翌年度（1月1日完了の場合はその年度）1年度分*、居住部分で1戸あたり120㎡相当分まで固定資産税・都市計画税が耐震減額適用後全額減免されます。

*住宅が耐震改修の完了前に、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当する場合は2年度分。

上記以外の要件として、①耐震改修後の家屋の居住部分の割合が当該家屋の1/2以上であること、②耐震改修に要した費用の額が1戸あたり50万円を超えていること、③建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合した工事であることの証明を受けていること、④改修が完了した日から3か月以内に減免申請することが必要です。

いずれの減免を受ける場合にも、申請が必要です。(1)の場合には「固定資産税減免申請書」、(2)の場合には「固定資産税減額申告書兼減免申請書」に必要事項をご記入の上、必要書類とともに、その住宅が所在する区にある都税事務所まで申請してください。なお、建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますので、ご注意ください。詳しくは23区内の各都税事務所までお問い合わせください。

耐震化のための 建替え 又は 改修 を行った住宅に対する 固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

＜耐震化のための建替え＞

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和4年3月31日までに、耐震化のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの

減免の期間と額

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。)

申請期限

新築した年の翌々年の2月末
(1月1日新築の場合は翌年の2月末)

＜耐震化のための改修＞

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋で、令和4年3月31日までに、現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したもの

減免の期間と額

改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税を耐震減額適用後全額減免

申請期限

改修工事が完了した日から3か月以内

減免を受けるには申請が必要です。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

7月広報事項②

【件名】

中小企業者向け省エネ促進税制 ～法人事業税・個人事業税の減免～

【内容】

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

中小企業者向け省エネ促進税制



東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量 1,500kl 以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」（減価償却資産）で、環境局が導入推奨機器として指定したもの*（指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。） *空調設備（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機） *照明設備（LED照明器具、LED誘導灯器具） *小型ボイラー設備（小型ボイラー類） *再生可能エネルギー設備（太陽光発電システム、太陽熱利用システム）
減免額	設備の取得価額（上限 2,000 万円）の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、（法人）翌事業年度等、（個人）翌年度の事業税額から減免可
対象期間	（法人）令和8年3月30日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 （個人）令和7年12月31日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限（申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その日）までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「〈東京版〉環境減税について」をご覧ください！

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ&Aも掲載しています。

【お問合せ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・所管都税務所の法人事業税・個人事業税班
 - ・主税局課税部法人課税指導課（法人事業税班） 03-5388-2963
 - ・主税局課税部課税指導課（個人事業税班） 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京） 03-5990-5091

7月広報事項③

【件名】

都税に関する公簿の閲覧及び証明申請時の「本人確認」書類について

【内容】

東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、申請時の「本人確認」を厳格に行っています。

- ・「本人確認」書類は、下記のAであれば1種類、それ以外の書類（B・C）であれば、Bから2種類又はBとCからそれぞれ1種類の提示が必要です。

A 申請される方が本人と確認できる官公署が発行した書類（顔写真付き）

B 申請される方が本人と確認できる官公署が発行した書類（顔写真なし）

C A、B以外の特定の本人名義の書類

- ・郵送で証明等の申請をされる場合は、原則として①都税の納税通知書送付先、②都税事務所等に届けている住所（本店又は主たる事務所の所在地）のいずれかに転送不要郵便にて証明等を送付します。

申請書の記載内容（証明等の対象、申請者等）が課税台帳等に登録されている内容と一致している場合は、申請者の「本人確認書類」の提出は不要です。

上記①又は②以外への送付を希望される場合は、手続等について、物件が所在する区にある都税事務所までお問い合わせください。

- ・対象となる公簿は、土地課税台帳、家屋課税台帳、償却資産課税台帳、土地・家屋名寄帳などです。

- ・対象となる証明は、納税（課税）証明（自動車税納税証明書（継続検査等用）を除く。）、固定資産評価証明などです。

都税に関する公簿の閲覧及び証明申請時の「本人確認」書類について

主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、申請時の「本人確認」を厳格に行っています。

（1）窓口で申請をされる場合

本人確認書類

マイナンバーカードの提示・複写は表面のみです。
（※通知カードは使えませんので、ご注意ください。）

申請される方が本人と確認できる官公署が発行した書類

顔写真付き A （運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等）
顔写真なし B （国民健康保険等の被保険者証・国民年金手帳等）

A、**B**以外の特定の本人名義の書類 **C**（納税通知書・クレジットカード・キャッシュカード等）

いずれかを提示してください。

Aから1種類

Bから2種類

Bと**C**からそれぞれ1種類
※**C**から2種類は不可

※1 申請者(窓口に来られた方)の本人確認書類(原本)が必要です。

※2 A・Bの「本人確認書類」については、原則として写しをとらせていただきますのでご了承ください。

（2）郵送で申請をされる場合

- ・証明等は、原則として、① 都税の納税通知書送付先または② 都税事務所等に届けている住所（本店又は主たる事務所の所在地）のいずれかに、転送不要郵便にて送付します。

申請書の記載内容（証明等の対象、申請者等）が課税台帳等に登録されている内容と一致している場合は、申請者の「本人確認書類」の提出は不要です。

- ・上記①又は②以外への送付を希望される場合は、手続等について、物件が所在する区にある都税事務所までお問い合わせください。

◆本人確認書類等の提示又は提出があった場合でも、口頭質問や電話確認等を行うことがあります。

【お問合せ先】

物件が所在する区にある都税事務所の下記担当班へ

● 固定資産税（23区内）に関する証明等

● 納税証明

固定資産税班

徴収管理班

7月広報事項④

【件名】

にせ都税職員にご注意ください！

【内容】

都税事務所の職員を装って、個人情報をもとに不正に取得したり、金銭をだまし取ろうとする事例が発生しています。

犯人の手口は、都税事務所の職員を装って電話をかけ、家族構成や職業を聞いたり、税金や医療費などが還付されるかのように偽り、ＡＴＭからお金を振り込ませようとするものです。

相手の電話番号が非通知表示であるなど、不審に感じた場合は即答せずに必ず一度電話を切り、主税局総務部総務課相談広報班（03-5388-2925）までご連絡ください。

また、万が一被害にあわれた場合は、すぐに警察にご連絡ください。

にせ都税職員にご注意ください！



都税事務所の職員を装って、個人情報をもとに不正に取得したり、金銭をだまし取ろうとする事例が発生しています。

相手の電話番号が**非通知表示**であるなど、不審に感じた場合は即答せずに必ず一度電話を切り、主税局総務部総務課相談広報班（03-5388-2925）までご連絡ください。

また、万が一被害にあわれた場合は、すぐに警察にご連絡ください。

<手口>

「〇〇都税事務所の〇〇です」または「〇〇都税事務所の者です」と職員を装って電話をかけてきます。その後、以下の事例のように個人情報を聞きだそうとします。

【事例１】

- ・「税務調査を行っているので、納税者の情報について確認したい」と質問してくる。
- ・家族の構成、名前、職業等の個人情報を聞こうとする。

【事例２】

- ・「誤って督促状を送付してしまいました。納税者の情報について再確認したい」と質問をしてくる。
- ・家族の構成、名前、職業等の個人情報を聞こうとする。

【事例３】

- ・「税金が還付されます」、「払いすぎた医療費をお返しします」とだまし、ＡＴＭに誘い出す。
- ・ＡＴＭコーナーから指定の電話番号に電話するように指示する。
- ・指定の電話番号に電話すると、ＡＴＭの操作を言葉巧みに指示し、お金を振り込ませる。

上記の事例では、共通して“**非通知**”で電話をかけてくるようです。

東京都主税局及び都税事務所では、**非通知で電話をかけることは絶対にありません**。非通知で電話をかけたり、還付のためにＡＴＭの操作を求められたら、それは「にせ都税職員」です。十分ご注意ください。

【お問合せ先】 主税局総務部総務課相談広報班 03-5388-2925

7月広報事項⑤

【件名】

個人事業税の納税通知書の発送時期について

【内容】

個人事業税の納税通知書は、原則として8月に都税事務所・支庁から発送しておりますが、所得税及び個人事業税の申告期限が延長されたことに伴い、一部の方については、9月以降に納税通知書が発送される可能性がありますのでご注意ください。

詳しくは東京都主税局ホームページ内の「国税の申告・納付期限の延長に伴う対応について（新型コロナウイルス感染症拡大防止関係）」をご覧ください。

個人事業税の納税通知書の発送時期について

東京都の税務行政にご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。

個人事業税の納税通知書は、原則として8月に都税事務所・支庁から発送しておりますが、所得税及び個人事業税の申告期限が延長されたことに伴い、一部の方については、9月以降に納税通知書が発送される可能性がありますのでご注意ください。

その場合の納期については別表をご覧ください。

詳しくは東京都主税局ホームページ内の「国税の申告・納付期限の延長に伴う対応について（新型コロナウイルス感染症拡大防止関係）」をご覧ください。

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/oshirase/2020/20210208.html>



【別表】 令和3年8月～令和4年3月

送付月	第1期納期限	第2期納期限
8月	8月末	11月末
9月	9月末	11月末
10月	10月末	2月末
11月	11月末	2月末
12月	12月27日	2月末

送付月	納期限
1月	1月末
2月	2月末
3月	3月末

※期限が休日等の場合はその翌日となります。

7月広報事項⑥

【件名】

大法人の電子申告が義務化されました

【内容】

大法人が提出する令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税・特別法人事業税・法人住民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、eLTAXによる提出が義務化されました。

また東京都では、令和2年10月発送分から対象法人への申告書類送付物を変更しています。

大法人の電子申告が義務化されました

大法人が提出する令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税・特別法人事業税・法人住民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、eLTAXによる提出が義務化されました。

その概要について、以下のとおりお知らせします。

■ 対象税目

法人事業税、特別法人事業税及び法人住民税

■ 対象法人

大法人とは、以下の（１）及び（２）に掲げる内国法人をいいます。

- （１） 事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が
1億円を超える法人
- （２） 相互会社、投資法人及び特定目的会社

■ 適用開始事業年度

令和2年4月1日以後に開始する事業年度

■ 対象申告書等

確定申告書、中間（予定）申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書
及びこれらの申告書に添付すべきものとされている書類

また東京都では、令和2年10月発送分から電子申告義務化の対象法人への申告書類送付物を変更しています。詳細はホームページをご覧ください。

東京都主税局ホームページ

東京都主税局

検索



● 電子申告の利用方法や利用手続について

eLTAX ホームページ

エルタックス

検索

● 国税（法人税・消費税等）の電子申告義務化について

e-Tax ホームページ

イータックス

検索

7 月広報事項⑦

【件名】

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長について

【内容】

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から適用対象を拡充・延長します。

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長について

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から適用対象を拡充・延長します。

■各特別区から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した資産の課税標準の特例措置について、事業用家屋・構築物が新たに対象となります。

対象の固定資産	要 件
事業用家屋	○取得価額が 120 万円以上であること ○商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること ○取得価額の合計額が 300 万円以上の先端設備等を稼働させるために取得されたものであること
構築物	○取得価額が 120 万円以上であること ○商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること ○販売開始日が 14 年以内であること ○生産性向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均 1 % 以上向上しているものであること

■令和 2 年 4 月 30 日から令和 5 年 3 月 31 日までに取得した資産が特例対象となります。

お問合せ先

詳しくは、主税局 HP をご覧ください。

主税局 コロナ 生産性革命

検索



事業用家屋について…資産が所在する区にある都税事務所の固定資産税班
償却資産について……資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班

7月広報事項⑧

【件名】

法人二税・事業所税の申告書等の事前送付物を変更します

【内容】

法人二税・事業所税の申告書等事前送付物（プレプリント申告書）について、令和3年10月以降送付分から、東京都にeLTAXの利用届出を提出している事業者に対し、申告書等の送付を取りやめます。

なお、納付書（法人二税については税率表等も含む。）については、従前どおり送付します。

法人二税・事業所税の申告書等の事前送付物を変更します

令和3年10月以降の申告書等事前送付物（プレプリント申告書）から、東京都にeLTAXの利用届出を提出している事業者に対し、申告書等の送付を取りやめます。

なお、納付書（法人二税については税率表等も含む。）については、従前どおり送付します。

時 期

令和3年10月送付分から

対象者

電子申告利用事業者

（東京都にeLTAXの利用届出を提出した事業者）

変更点

申告書・別表等の送付を取りやめ、納付書のみ送付します。

（法人二税については、納付書とあわせて税率表等も送付します。）

令和3年9月まで

・ 申告書
・ 別表等

・ 納付書
（税率表等）※

※ 法人二税のみ



令和3年10月から

・ 申告書
・ 別表等

・ 納付書
（税率表等）※

※ 法人二税のみ

- 申告書、別表は東京都主税局ホームページ（<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shomei/kakusyuyoshiki.html>）からダウンロードできます。
- 電子申告利用の手続については、eLTAX ホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。



【お問合せ先】

（法人二税）所管都税事務所の法人事業税担当班
（事業所税）所管都税事務所の事業所税担当班

7月広報事項⑨

【件名】

新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減のため、来所不要な手続をご利用ください。

【内容】

主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続できる仕組みを設けております。

郵送や電子申告によるお手続、キャッシュレスによる納付方法等をぜひご利用ください。

新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減のため、

来所不要な手続をご利用ください。

主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続できる仕組みを設けております。

郵送や電子申告によるお手続、キャッシュレスによる納付方法等をぜひご利用ください。



◆ 来所不要な手続 例えば ...

申 告

- ✓ eLTAX
- ✓ 郵送（所管事務所 宛）

証明申請

- ✓ 郵送
〒112-8787
東京都文京区春日1-16-21
都税証明郵送受付センター

納 付

- ✓ スマホ決済アプリ
- ✓ ネットバンキング
・モバイルバンキング
- ✓ クレジットカード納付
- ✓ eLTAX
- ✓ 口座振替

申請・届出

- ✓ eLTAX
- ✓ 東京共同電子申請
届出サービス
- ✓ 郵送（所管事務所 宛）

◆ 来所される場合は ...

- ▼ マスクの着用や手洗い・手指消毒等、感染防止対策をお願いします。
- ▼ 発熱や風邪症状がみられる場合、来所はお控えください。

窓口の待ち人数をスマートフォン等で確認できるようになりました。

混雑を避けるため、事前にチェックを！！



※ 各種サービスのご利用条件・方法等の詳細は、主税局ホームページをご覧ください。

都税事務所 混雑緩和

検索

7 月広報事項⑩

【件名】

自動車税種別割に係る課税免除の期間が延長されました（ZEV導入促進税制）

【内容】

環境負荷の小さい次世代自動車の取得を税制面から支援するため、電気自動車等を取得した場合に初回新規登録を受けた年度及び翌年度から 5 年度分の自動車税種別割を免除する措置を、5 年間延長します。対象は令和 8 年 3 月 31 日までに取得したものとなります。あわせて、本措置の名称が「ZEV 導入促進税制」に変更されます。

自動車税種別割に係る課税免除の期間が延長されました

環境負荷の小さい次世代自動車の取得を税制面から支援するため、電気自動車等を取得した場合に初回新規登録を受けた年度及び翌年度から 5 年度分の自動車税種別割を免除する措置を、5 年間延長します。対象は令和 8 年 3 月 31 日までに取得したものとなります。あわせて、本措置の名称が「ZEV 導入促進税制」に変更されます。

◆対象となる自動車

- 電気自動車(EV)
- プラグインハイブリッド自動車(PHV)
- 燃料電池自動車(FCV)



= ゼロエミッションビークル
(ZEV)

【お問合せ先】
東京都自動車税コールセンター
03-3525-4066（平日 9 時～17 時）



7 月 広 報 事 項 ⑪

【件名】

自動車税環境性能割に係る臨時的軽減の期間が延長されました

【内容】

自家用乗用車に係る自動車税環境性能割の税率を 1 % 軽減する特例措置について、適用期限を 9 月 延長し、令和 3 年 1 2 月 3 1 日までに取得したものが対象となります。

自動車税環境性能割に係る臨時的軽減の期間が延長されました

自家用乗用車に係る自動車税環境性能割の税率を 1 % 軽減する特例措置について、適用期限を 9 月 延長し、令和 3 年 1 2 月 3 1 日までに取得したものが対象となります。

◆ 令和 3 年 1 2 月 3 1 日までの間に取得した自家用乗用車の税率

燃費基準達成度等	登録車 (新車・中古車)
電気自動車等	非課税
★★★★かつ令和12年度燃費基準85%以上達成※	
★★★★かつ令和12年度燃費基準75%以上達成※	1 %
★★★★かつ令和12年度燃費基準60%以上達成※	2 %
上記以外	3 %

※令和 2 年度燃費基準を達成しているものに限る

軽減後
の税率



登録車 (新車・中古車)
非課税
1 %
2 %

【お問合せ先】
東京都自動車税コールセンター
03-3525-4066 (平日 9 時～17 時)



7月広報事項⑫

【件名】

都税を納付できるスマホ決済アプリを追加しました

【内容】

令和3年5月6日から、都税を納付できるスマートフォン決済アプリが増え、さらに便利になりました。アプリ内で納付書のバーコードを読み取るだけで、いつでも、どこでも納付できます。詳細は、主税局HPをご確認ください。

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/tozei_nouzei.html#L16

都税がスマホ決済アプリで納付できます

【5月6日から】対応アプリが増え、さらに便利になりました！

- 💡 いつでもどこでもスマホで簡単に納付ができます。
- 💡 納付書のバーコードを読み取るだけで納付ができます。
- 💡 手数料はかかりません。



納付方法

スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」を使用して、納付書のバーコードを読み取ることで納付することができます。

納付できる主な税目

個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割、固定資産税（土地・家屋）・都市計画税、固定資産税（償却資産）の定期課税分及び随時課税分

1枚あたりの合計金額が30万円まで
(au PAYの場合1枚あたりの合計金額が25万円まで)
の納付書（バーコードがあるもの）に限ります。

利用できるアプリ

(令和3年7月1日時点)

令和3年5月6日から



注意事項

- 領収証書は発行されません。※
領収証書が必要な方は、都税事務所・金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付してください。
- 納付手続完了後に、納付を取り消すことはできません。
- 事前に登録及びチャージをする必要があります。
※Pay Bとモバイルレジについては、お支払になる口座に納付金額をご準備ください。
- バーコードのない納付書や汚損によりバーコードが読み取れない納付書はお使いいただけません。
主税局HPで詳細をご確認の上、ご利用ください。

※車検を受ける運輸支局等の窓口で自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことが可能となったため、車検時に納税証明書の提示が省略できます。車検用の納税証明書が必要な方は、納付の約1週間後に都税事務所等に申請してください。

主税局HPの「AIチャットボットサービス」でも疑問にお答えします。

詳細は

主税局 スマホ

検索

東京都主税局
ホームページ



7月広報事項⑬

【件名】

期間入札による公売（不動産等）のお知らせ

【内容】

東京都主税局では、7月14日（水）から7月21日（水）までの間、都税の滞納により差し押さえた不動産等を期間入札の方法により売却（公売）します。

なお、入札書は、郵送により受け付けます。

詳しくは、東京都主税局ホームページ内の〈公売情報〉をご覧ください。

(<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai/index.html>)

また、電話でのお問合せも受け付けています。

- ・主税局徴収部実施分：主税局徴収部機動整理課公売班（03-5388-3027）
- ・都税事務所実施分：主税局徴収部徴収指導課徴収指導班（03-5388-3024）
- ・区市町村実施分：主税局徴収部個人都民税対策課（03-5388-3039）

期間入札による公売(不動産等)のお知らせ

東京都主税局では、都税の滞納により差し押さえた不動産等を期間入札の方法により売却（公売）します。

なお、入札書は、郵送により受け付けます。

入 札 期 間	令和3年7月14日(水)～令和3年7月21日(水)
公 売 物 件	東京都主税局ホームページ内の〈公売情報〉、または都庁第一本庁舎 23 階南側、各都税事務所及び参加している区市役所・町村役場に設置している「合同不動産等公売案内」をご覧ください。
開 札 期 日	令和3年7月27日（火）午前10時から
開 札 場 所	各公売担当部署において開札を行います。
実 施 機 関	主税局徴収部・都税事務所・参加している区市町村
お問合せ先	〈主税局徴収部実施分〉 主税局徴収部機動整理課公売班 03-5388-3027(直通) 〈都税事務所実施分〉 主税局徴収部徴収指導課徴収指導班 03-5388-3024(直通) 〈区市町村実施分〉 主税局徴収部個人都民税対策課 03-5388-3039(直通)

※公売物件は変更される場合があります。また、公売は中止になることがありますので、最新情報は下記ホームページをご覧ください。

主税局ホームページ〈公売情報〉<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai/index.html>

東京都 公売

検索

※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。

〈メールマガジンのご案内〉https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/mail_magazine.html

主税局 メールマガ

検索

7月広報事項⑭

【件名】

期間入札による公売（動産、自動車）のお知らせ

【内容】

東京都主税局では、7月14日（水）から7月21日（水）までの間、都税の滞納により差し押さえた動産、自動車を期間入札の方法により売却（公売）します。

なお、入札書は、郵送により受け付けます。

詳しくは、東京都主税局ホームページ内の〈公売情報〉をご覧ください。

(<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai/index.html>)

また、電話でのお問合せも受け付けています。

- ・主税局徴収部実施分：主税局徴収部機動整理課公売班（03-5388-3027）
- ・都税事務所実施分：主税局徴収部徴収指導課徴収指導班（03-5388-3024）

期間入札による公売(動産、自動車)のお知らせ

東京都主税局では、都税の滞納により差し押さえた動産、自動車を期間入札の方法により売却（公売）します。

なお、入札書は、郵送により受け付けます。

入札期間	令和3年7月14日(水)～令和3年7月21日(水)
公売物件	東京都主税局ホームページ内の〈公売情報〉をご覧ください。
開札期日	令和3年7月27日(火) 午前10時から
開札場所	各公売担当部署において開札を行います。
実施機関	主税局徴収部・都税事務所
お問合せ先	〈主税局徴収部実施分〉 主税局徴収部機動整理課公売班 03-5388-3027(直通) 〈都税事務所実施分〉 主税局徴収部徴収指導課徴収指導班 03-5388-3024(直通)

※公売物件は変更される場合があります。また、公売は中止になることがありますので、最新情報は下記ホームページをご覧ください。

主税局ホームページ〈公売情報〉<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai/index.html>

東京都 公売

検索

※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。

〈メールマガジンのご案内〉https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/mail_magazine.html

主税局 メールマガ

検索